

現状・改正趣旨

- 事業地周辺の静穏の確保に支障を及ぼすおそれのある行為を自粛するよう規定している。（自然保護対策要綱第4の2（3）イ）
- 具体的には、7月25日から8月31日までの間は、原則として建設工事等は実施しないものと規定している。（自然保護対策要綱取扱要領第3の2）
- 非常災害のため必要な応急措置として行うものや公共上下水道、電気供給、電気通信等の公益性の高い生活基盤の維持のため必要不可欠なものなどは、周辺住民等の理解を得た上で実施することができる。（自然保護対策要綱取扱要領第3の2、運用・解説）
- 非常災害のための応急措置などについては、直ちに実施できるよう見直す必要がある。（基本方針第3）
- 単に工事車両が駐車してあることや、工事車両が道路を通行していることについても工事自粛期間の規制対象であると誤解を生んでいるため、『静穏の保持』という、自粛期間本来の趣旨について曖昧さを排除する必要がある。（基本方針第3）

改正概要

- 非常災害のための応急措置などについては、直ちに実施できるよう改正
- 騒音・振動が生じない内装工事（周辺の交通に支障を及ぼすおそれのあるものを除く。）は、自粛の対象外とすることを明文化
- 夏期工事（騒音・振動）自粛期間においても例外的に実施することができるものとして、公共上下水道を規定しているが、自営工事（※）に係るものを除くことを明確化

※施設管理者以外の者が、当該施設に係る工事をしようとするときに、事前に自営工事許可申請を行い、町の承認を受けた上で行う工事のこと。

現
行

7月25日から8月31日までの間は、原則として建設工事等は実施しない。ただし、非常災害のための応急措置、公共上下水道、電気供給、電気通信等の公益性の高い生活基盤の維持のため必要不可欠なものなどは、周辺住民等の理解を得た上で実施することができる。

改
正

7月25日から8月31日までの間は、原則として建設工事等は実施しない。ただし、非常災害のための応急措置、公共上下水道（自営工事に係るものを除く。）、電気供給、電気通信等の公益性の高い生活基盤の維持のため必要不可欠なものは、実施することができる。また、騒音・振動が生じない内装工事（周辺の交通に支障を及ぼすおそれのあるものを除く。）などは、周辺住民等に説明した上で実施することができる。